

神戸市立横尾中学校部活動基本方針と規則

令和6年4月3日（改定）

1 本校の状況と部活動に対する考え方

- ・【意義・目的】スポーツや芸術、文化、科学等に親しむことと集団で目的を持って協力して活動することを通して、自己の資質を高め、興味・関心の幅を広げ、人生を豊かに生きる力を身に付ける等の人間形成を目的とする。
部活動への入部は生徒の希望によるものであり、特に運動部は大会への参加、吹奏楽部はコンクールへの参加を目指して活動する。
- ・【部活動の存続】入部者がいない、または在籍部員数が試合やコンクールへの参加人数に満たない期間が2年続いた場合、及び特段の事情等で活動を継続することが困難になった場合は、部活動検討委員会で検討を行う。その結果により存続しない場合は、現部員および小学校6年生とその保護者に予告した上で、翌年から新入生の入部を中止し、部活動数の調整を図る。
- ・【活動日時】本校の校区は広範囲に及び、通学に時間のかかる生徒もいるが、体育館やグラウンドなどの施設が限られており、十分に活動できない現状があるため期間を決めて早朝練習や延長練習を実施する。
- ・【公式戦】以下に特例を認める公式戦とは神戸市中学校体育連盟の各競技部により認められたもののみを差し、それ以外の大会や練習試合では特例は認められない。文化部においては学校行事およびコンクール等がそれに充たる。
- ・【拠点校部活動】拠点校部活動に参加している生徒は原則として拠点校の指導者の計画・指導の下、活動に参加する。学校行事等の関係で特別な状況が発生した場合は「参加生徒および保護者と拠点校の指導者」もしくは「本校と拠点校」で協議する。

2 規則

（1）活動日と休止日

①学期中の平日

- ・水曜日は休止日とする。（早朝練習・特別練習も実施しない）
- ・期末考査前1週間から定期考査（最終日を除く）は休止日とする。
- ・その他学校行事等に関係して部活動の休止日を定める。
（学校行事等の都合により、水曜日に部活動を実施する場合もある。）

②週休日（土・日・祝）

- ・年間を通して、いずれか1日以上休止日とする。
- ・参加者は入部時に「週休日における部活動意向確認書」の提出があり、保護者より承諾を得た生徒に限る。
- ・特例として「両日とも公式戦」および「日曜日公式戦のため土曜日に練習」の場合に限り、両日とも活動することができる。ただし両日とも活動した場合は原則翌月曜日を休止日とする。
（学校行事等で特別な対応をする場合もあります。）

③長期休業中（夏休み、冬休み等）

- ・週休日（土・日・祝）1日以上および水曜日を休止日とする。
- ・その他学校行事等に関係して部活動の休止日を定める。
（水曜日に部活動を実施する場合もある。）
- ・夏休み（盆前後）と冬休み（年末年始）に学校として連続7日間の部活動休止期間を定める。

(2) 練習（活動）について

①通常練習

- ・1日の活動時間は、平日は2時間、休業日は3時間以内とする。ただし、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。

- ・下校時間を以下のように定める。短縮授業（5校時終了等）の日は別途連絡する。

通年 17：00

②早朝練習

- ・原則行わない。ただし、特別な事情があり、顧問から申し出があった場合、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。
- ・実施する場合、7：20以降に登校し、7：30～8：00を活動時間とする。

③特別練習

- ・公式戦直前の10日間において、期末考査前など部活動を行わない日に1時間程度活動することができる。（水曜日を除く）
- ※祝日の関係で公式戦が木曜日に実施される場合は、水曜日に活動することがあります。その際は、他平日に休養日をとるかたちで運営します。

④延長練習

- ・公式戦直前の10日間において、下校時間を30分遅らせて活動することができる。

3 その他

①練習日程の周知

- ・顧問は毎月25日をめどに翌月の練習予定計画を各部活動で配布し周知する。

②練習参加の承認

- ・早朝練習、延長練習、特別練習を行う場合は事前に保護者に文書で連絡し、参加承認が得られた生徒を対象とする。

③特別なケース

- ・長期にわたる連休や大会日程の変更の他、この規則の範囲を超えた事態については、その都度練習日等について協議する。
- ・部活動ごとの特別なケースについては学校長と顧問が協議する。